

宮城県第11期

村田町感染症拡大防止協力金 申請の手引き（簡易申請用）

営業時間 短縮要請 対象期間	令和3年8月27日（金）午後0時～ 令和3年9月13日（月）午前5時
対象店舗	●村田町内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設（宅配・テイクアウト等を除く） A 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 B A以外の飲食店 ※ 営業形態等によっては、食品衛生法の許可を取得していても対象外となる場合があります。 ※ 要請対象期間以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要です。

申請書提出期間	令和3年9月13日（月）から 令和3年10月29日（金）まで
---------	-----------------------------------

お問い合わせ先（村田町まちづくり振興課）

0224-83-2113 平日8:30～17:15

※村田町感染症拡大防止協力金（宮城県第11期）は他の補助金等とは関係がありませんので、他の補助金等を受給している場合も申請できます。

村田町

令和3年9月6日 時点版

新型コロナウイルス関連の給付金等を装った詐欺にご注意ください。

虚偽の内容による申請等不正な手段により交付を受けた場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金等の請求、事業者名の公表等の措置を行う場合があります。

村田町感染症拡大防止協力金(宮城県第11期)は店舗ごとの売上高(消費税・地方消費税を除く)等に応じて支給額や申請方法が異なります。

簡易申請

(大企業以外の方) ※概ね8割の事業者がこちらに該当します

- **全ての店舗の1日当たりの売上高※が100,000円以下(概ね9月ひと月の売上高が300万円以下)の方**

が選択できます

※ 売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **1店舗当たりの支給額: 680,000円/店舗(下限額※)**

※ 簡易申請の場合、下限額での支給となります

- **確定申告書、売上台帳等の提出は不要**です

申請方法は8ページから

2019年又は2020年の1店舗当たりの売上高が次のいずれかの目安を超える場合は、通常申請による協力金の額が上記の額以上となる場合がありますので通常申請をご検討ください。

【通常申請の目安】

- ・9月の売上高が3,000,000円(税抜き)を超える
- ・8月27日から9月12日までの売上高の合計が1,700,000円(税抜き)を超える

通常申請

1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある方、大企業の方)

- **1店舗当たりの支給額: 売上高※等に応じて異なります。**

680,000～3,400,000円

(大企業の場合は0～3,400,000円)

※売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **売上高情報シートの提出が必要**となります。

※支給額決定のために店舗ごとの売上高の確認が必要となります。

- **確定申告書、売上台帳等の提出が必要**となります。

申請方法は20ページから

支給額・1日当たりの売上高の計算方法は3～6ページを参照

2020年8月27日以降に開店した店舗等の場合は51ページ以降を参照

通常申請を行う場合、以下のいずれかの方法により『1日当たりの売上高』を計算して申請してください。『1日当たりの売上高』が最も大きくなる『算出方法』と『期間』の組み合わせを推奨しています。

算出方式	期間	期間中の売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】	計算式	1日当たりの売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】
9月	2019/9/1～9/30		÷30	
	2020/9/1～9/30		÷30	
期間合計	2019/8/1～9/30		÷61	
	2020/8/1～9/30		÷61	
時短要請日	2019/8/27～9/12		÷17	
	2020/8/27～9/12		÷17	

『1日当たりの売上高』が100,000円を超える組み合わせがある場合

通常申請

『1日当たりの売上高』が最も大きくなるものを選択してください。

通常申請の申請方法は20ページから

全ての計算結果が100,000円以下だった場合

『簡易申請』を選択できます。

※簡易申請では確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。
 ※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。

簡易申請の申請方法は8ページから

村田町感染症拡大防止協力金の概要等	1ページ
支給対象となる事業者の方	2ページ
支給額	3ページ
簡易申請の方法	8ページ
通常申請の方法	20ページ
協力金の額の算出例	44ページ
新規開業特例について	51ページ
事業承継特例について	58ページ
よくあるお問い合わせ	60ページ
付録集	63ページ

本手引き(簡易申請用)には、上記の取り消し線で見え消しされている部分は含まれておりません。

通常申請や特例の活用を検討されている方は、全体版をご確認ください。全体版は町HPに掲載されています。

村田町感染症拡大防止協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県が行う営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給するものです。

申請方法・申請期間

1. 申請方法

- (1) 郵送 〒989-1392 村田町大字村田字迫6
村田町役場 まちづくり振興課 宛て
- (2) 窓口(村田町役場まちづくり振興課)へ提出
下記お問い合わせ先電話番号に事前予約の上、お越してください。

2. 申請期間(当日消印・窓口提出有効)

令和3年9月13日(月)から令和3年10月29日(金)

申請に関する相談等

1. お問い合わせ先電話番号

0224-83-2113 平日 8:30~17:15

2. 担当窓口(事前予約制) 平日 8:30~17:15

村田町役場 まちづくり振興課

村田町大字村田字迫6番地 村田町役場本庁舎2階

※窓口にお越しの際は、マスク着用をお願いしています。

次の全てに該当する事業者の方が申請可能です。

(1) 協力要請の対象区域内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の対象店舗を運営していること。

対象区域: 村田町全域

対象店舗: 食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設(宅配・テイクアウトなどは除く。)

A: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

B: A以外の飲食店

※営業形態等によっては、食品衛生法の許可を取得していても対象外となる場合があります。
※令和3年8月26日(木)以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要となります。

(2) 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象店舗が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象期間: 令和3年8月27日(金)午前0時から

令和3年9月13日(月)午前5時まで

要請内容:

A: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店・・・休業

※酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は時短営業も可能

※従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業しているAの店舗は、休業した場合のみ対象

B: A以外の飲食店・・・午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※「全面的な協力」とは、協力要請の対象期間中、全ての日において「休業」又は「酒類・カラオケ設備の提供を終日停止した上で午前5時から午後8時までの時間短縮営業」にご協力いただくことです。対象区域内で複数の飲食店を運営している場合は、全ての店舗において時間短縮営業にご協力いただくことが必要です。1つでも要請に協力いただけない場合は支給できません。

※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店につきましては、休業した場合のみ協力金の対象となります。

※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店につきましては、協力金の対象外です。

(3) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得してお客様が見やすい場所に掲示していただくことが必要です(みやぎ飲食店コロナ対策認証店の場合は認証ステッカーでも可)。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得の他、業種毎に定められたガイドライン等を確認し、感染防止対策を十分に実施した上での営業をお願いします。

「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店について

「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けた飲食店も今回の協力要請の対象となりますので、要請への御協力をお願いいたします。協力要請に全面的に協力いただければ、認証店以外の店舗と同様に、協力金を支給します。

支給額の算出方法

支給額は店舗ごとに求めた協力金の額の合計になります。

$$\text{店舗ごとの協力金の額} = \text{協力金単価(宮城県第11期)} \times 17\text{日}$$

協力金単価の算出方法

店舗ごとに『1日当たりの売上高』を計算し、それをもとに『協力金単価』を算出します。

※目次の前の「通常申請 売上高計算補助シート」をご参照ください。

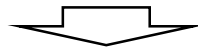
『1日当たりの売上高』の計算方法(いずれかを選択)

※2019年又は2020年の売上高(消費税・地方消費税を除く)を用いてください。

(ア)9月方式 【計算式】9月の売上高÷30日

(イ)期間合計方式 【計算式】(8月の売上高+9月の売上高)÷61日

(ウ)時短要請日方式
【計算式】8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日



協力金単価の算出方法(いずれかを選択、千円未満切り上げ)

※計算結果が下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

(A)売上高方式

【計算式】2019年又は2020年の『1日当たりの売上高』×0.4
下限額:40,000円、上限額:100,000円

(B)売上高減少額方式

【計算式】(2019年又は2020年の『1日当たりの売上高』
-2021年の『1日当たりの売上高』)×0.4
下限額:0円
上限額:200,000円

※大企業の方は売上高減少額方式のみ選択できます。

(ア)~(ウ)と(A)・(B)の組み合わせは店舗ごとに選択できます。

協力金の上限額・下限額について

協力金単価は売上高方式・売上高減少額方式いずれかの計算式で求めたものになりますが、算出結果が下限額を下回るときは下限額、上限額を上回るときは上限額となります。

【売上高方式】

協力金単価：下限額 40,000円／日、上限額100,000円／日

↓ ×17日

協力金の額：下限額 680,000円、上限額 1,700,000円

【売上高減少額方式】

協力金単価：下限額 0円／日、上限額※ 200,000円／日

↓ ×17日

協力金の額：下限額 0円、上限額 3,400,000円

(ア)9月方式 【計算式】9月の売上高÷30日

■2020年9月の売上が20日間の営業で250万円だった場合、
売上高:250万円 9月の暦日数:30日

$$250万円 \div 30日^{\ast} = 83,334円 \text{ (1円未満切り上げ)}$$

※営業日数の20日ではなく9月の暦日数である30日で割ります。

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

(イ)期間合計方式 【計算式】(8月の売上高+9月の売上高)÷61日

■2020年8月と9月の売上高の合計が40日間の営業で450万円
だった場合、
売上高:450万円 8月及び9月の暦日数の合計:61日

$$450万円 \div 61日 = 73,771円 \text{ (1円未満切り上げ)}$$

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

(ウ)時短要請日方式

【計算式】8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日

■2020年8月27日から9月12日の売上が15日間の営業で100万
円だった場合、
売上高:100万円 8月27日から9月12日の暦日数:17日

$$100万円 \div 17日 = 58,824円 \text{ (1円未満切り上げ)}$$

※営業日数の15日ではなく時短要請日数である17日で割ります。

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

※『1日当たりの売上高』は営業日数ではなく「暦日数」により算出します。
※計算結果が100,000円を超える場合は通常申請へ

同一施設内で複数事業を行っている場合

- 同一店舗にて飲食に係る売上高とそれ以外の売上高が混在している場合、飲食事業のみの売上高を分離し当該店舗の売上高としてください。ただし、飲食物の提供を行わなければ事業が成立しない場合などは、店舗全体の売上高を当該店舗の売上高とすることができます。
- 飲食に係る売上高以外の売上高が小規模である場合は、すべての売上高を店舗の売上高として差し支えありません。

【売上高の分離が必要となる場合の例】

宿泊施設、大型複合施設、飲食店でのテイクアウト・デリバリー等

【売上高の分離が不要となる場合の例】

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、映画館等

店舗ごと・事業ごとの売上高の分離が困難な場合

原則として店舗・事業ごとに売上高等を計算し、またその証拠書類として店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となりますが、全ての店舗の売上高を普段から分けていない等により店舗ごとの売上高の算出が困難な場合は、確定申告書等に記載の事業者全体の売上高を店舗・事業数で按分するといった算出方法も可とします。

※按分等により店舗当たりの売上高を算出した場合はその計算内容のわかる書類を必ず添付してください。

【飲食とそれ以外の売上高の分離の例・・・宿泊施設の場合】

1泊2食付き宴会プランが15,000円で飲食分を5,000円、宿泊分を10,000円と設定していた場合、

9月の売上高:3,000万円

飲食事業の割合:5,000円÷15,000円=0.3

飲食事業の9月の売上高:3,000万円×0.3=900万円

1日当たりの売上高:900万円÷30日(9月の暦日数)

=300,000円

売上高の算出の不明点はお問い合わせ先(村田町まちづくり振興課)にお問い合わせください。

簡易申請の方法

【簡易申請ができる方】

大企業以外の事業者で、運営する全ての店舗の『1日当たりの売上高』が100,000円以下の方

※大企業の判断基準は64ページへ

【協力金の額】

680,000円/店舗(下限40,000円/日×17日)

※簡易申請の場合、確定申告書・売上台帳等の提出は不要です。

次の書類を提出してください。

(1) 交付申請兼実績報告書(様式第1-3号)

(2) 店舗情報シート(様式第1-3号 別紙2)

※申請店舗分全ての提出が必要です。

店舗情報シートには次の写真等の貼り付けが必要です。

①店舗の外観写真(入口・店名が確認できるように撮影)

②店舗の内観写真(お客様が飲食するスペースがわかるように撮影)

③営業時間短縮の実施状況がわかるもの

※営業時間短縮の実施について告知するチラシ等を店頭に貼り、お客様にお知らせしている様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等。

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます。

④宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます。

※白黒印刷の場合ポスターの確認に時間を要しますので、カラーでの提出にご協力ください。

(3) 交付請求書(様式第4号)

(4) 飲食店営業許可書の写し

※申請店舗全ての許可書の提出が必要です。

(5) 申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し

(6) 申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し

※オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの)。

【複数店舗で申請の場合】

(7) 店舗ごとの申請額一覧(様式第1-3号 別紙1)

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、1/2)

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第11期分の申請書であることを確認してください。

様式第1-3号(関係)

村田町感染症拡大防止協力金交付申請兼実績報告書 (第11期：8/27～9/13分)

令和3年 9月 13日

村田町長 大沼 克巳 殿

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。
※法人の場合は、本店所在地を記入してください。

郵便番号 〒989-1392
本店所在地
又は住民登録地 村田町大字村田字迫6
フリガナ
法人名 村田町◆◆株式会社
又は屋号
役職 代表取締役社長
フリガナ 代表取締役社長
氏名 ムラタ タロウ
村田 太郎
生年月日 1980年 9月 19日 生まれ
性別 (男) ・ 女

押印漏れがないようご確認ください。
個人の場合、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

該当するものにチェックを入れてください

感染症拡大防止協力金交付要綱第5条の規定により、協力金の交付を申請します。

記

【法人のみ】国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。
※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。

1 申請者の基本情報

申請事業者情報	どちらか選択	<input type="checkbox"/> 大企業	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
		<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業														
		<input type="checkbox"/> その他法人 ()	資本金	10,000千円	従業員数	10人										
		<input type="checkbox"/> 個人事業主	業種 (一覧表から記号を選択)	M	代表者との関係	経理担当	フリガナ氏名	むらた はなこ 村田 花子	連絡先	(電話番号) 0224-83-2113 (メール) mura-mac@town.murata.miyagi						

業種は63ページの一覧表から選択。

2 申請方法

どちらか選択	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易申請	全ての店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある場合に選択 ※原則として確定申告書及び売上台帳等の提出が必要となります。※大企業は通常申請に限りません。 ※算定方法により、申請額が異なりますので必ずHPや手引き等を確認の上、申請してください。
	<input type="checkbox"/> 通常申請	全ての店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある場合に選択 ※原則として確定申告書及び売上台帳等の提出が必要となります。※大企業は通常申請に限りません。 ※算定方法により、申請額が異なりますので必ずHPや手引き等を確認の上、申請してください。

町からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。
※連絡先の記入は必須です。

⇒裏面(2ページ目)も漏れなく記載してください。

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、2/2)

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄(いずれが選択)	<input checked="" type="checkbox"/>	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円以下
	<input type="checkbox"/>	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える ※通常申請で共通となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(様式第1-3号別紙3-1、別紙4-1)等の提出が必要となります。
	<input type="checkbox"/>	複数店舗(店舗) かつ1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある ※通常申請で共通となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(様式第1-3号別紙1)、店舗の売上高情報シート(様式第1-3号別紙3-1、別紙4-1)等の提出が必要となります。
	<input type="checkbox"/>	複数店舗(店舗) かつ1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある ※通常申請で共通となる書類の他、店舗の売上高情報シート(様式第1-3号別紙3-1、別紙4-1)等の提出が必要となります。複数店舗の場合は店舗ごとの申請額一覧(様式第1-3号別紙1)等の提出が必要となります。
大企業記入欄	(店舗)	※通常申請で共通となる書類の他、店舗の売上高情報シート(様式第1-3号別紙3-1、別紙4-1)等の提出が必要となります。複数店舗の場合は店舗ごとの申請額一覧(様式第1-3号別紙1)等の提出が必要となります。

「1店舗かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円以下」の欄にチェックを入れてください

4 交付申請額

680,000 円 ※交付決定後の変更はできませんのでご注意ください。

「680,000円」と記入してください。

5 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し、同意チェック欄にチェックが必要です)

同意チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/>	私は、村田町感染症拡大防止協力金(第11期)の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。
1 協力要請の対象期間	<input type="checkbox"/>	私が営業時間短縮を実施しました。
【対象期間】	令和3年9月13日午前5時	令和3年9月13日午前5時
【対象内容】	酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は「休業」若しくは「酒類後8時までの営業時間短縮」の営業時間短縮	

チェック漏れの不備が多いので注意してください

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。
誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

ており、協力金の申請に関し、全て交付規則及び村田町感染症拡大防止。もし、虚偽その他不正の手段によった場合は、村田町感染症拡大防止協力金の返還等に応じるとともに、等の支払及び事業者名の公表に応じ、その未納額につき村田町補助金

- 等交付規則第18条第4項による延滞金を納付することに応じます。
- 3 村田町から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 協力金の交付を受けた事業者名、対象施設名及び所在地等の情報を営業時間短縮の要請に応じた店舗として公表することに同意します。
- 5 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- 6 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 7 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、協力金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。
- 8 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 9 申請書類及び添付書類の内容について、村田町が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合において、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

店舗情報シートの記入方法 (1/2)

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 表面

店舗の名称(フリガナ)及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

店舗の所在地・営業時間等を記入してください。
※所在地はビル名や階数まで記載してください。
※営業許可書と一致している必要があります。

第11期の店舗情報シートであることを確認してください。

接待を伴う飲食店の
場合、風俗営業等
営業許可証を追加で提出してください。

第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第11期: 8/27~9/13分)

No.	1	フリガナ	ジヨウドウ ムラタ
店舗名称	食堂◆むらた		

1 店舗情報入力欄

店舗所在地	村田町大字 村田 字 追6
通常営業時間	17時00分から22時00分まで
酒類の提供状況	提供なし (提供あり) (17時00分から21時00分まで)
店舗種別	<input type="checkbox"/> 接待を伴う営業を行っている飲食店
※該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供を行っている飲食店
と	<input checked="" type="checkbox"/> カラオケ設備の提供を行っている飲食店
ころに	<input type="checkbox"/> 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
感染対策	<input checked="" type="checkbox"/> 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
実施状況	
※該当する方に	<input checked="" type="checkbox"/>

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】第11期:	和3年8月27日午前0時から9月13日午前5時
営業時間	17時00分から20時00分まで
酒類提供	提供なし (提供あり)
カラオケ設備提供	提供なし (提供あり)
うち休業	___月___日から___月___日まで

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)



感染対策の実施状況について該当する方にチェックを入れてください。
※みやぎ飲食店コロナ対策認証店は「認証ステッカーを取得・掲示」の欄にチェックをお願いします。

対象期間中の営業時間を記載してください。

店舗の入り口・店舗名等が読み取れる外観写真を貼り付けてください
※入居ビルの写真や入居ビル入り口の看板の写真では不可とします。
※1枚で入り口と店舗名の確認が困難な場合、複数枚添付してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 裏面

店舗の名称及び施設No.を記入してください。
※施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

No.	1	店舗名称	食堂◆◆むらた
-----	---	------	---------

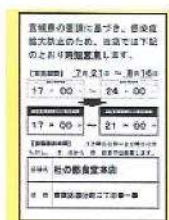
4 店舗の内観写真

貼り付け欄
(お客様が飲食するスペースがわかる店内写真を貼り付けてください)

5 その他の貼り付け欄

- ① 営業時間短縮要請への協力状況
- ② 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」等の取得・掲示状況等

店舗の外観・内観写真で営業時間短縮要請への協力状況、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況等がわからない場合は、追加で貼り付けてください。



客席が見渡せる内観写真を貼り付けてください。
※個室のみの店舗等の場合は、個室を撮影したもので可。
※レジ前等飲食スペースが確認できないものは不可。

店舗の外観又は内観写真から、①営業時間の短縮協力状況、②宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況がわからないときは、別途この欄にわかるものを貼り付けてください。



例) 営業時間の短縮を告知した貼り紙やSNSのスクリーンショット等(協力期間の始期・終期が明確にわかること)



例) 新型コロナ対策実施中ポスター又はみやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカーの掲示状況を写した写真

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

感染防止対策の実施について

協力金の申請には感染防止対策の実施が要件になっています。感染防止対策実施状況について宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』を取得・掲示していることをもって確認させていただきます。



※宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』の見本
※必ず飲食店向けポスター（緑色）を掲示してください。
異なる業種向けポスターを掲示している場合は対象になりません。

宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』は、下記ホームページから申込及びダウンロードが可能です。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>

※宮城県のトップページより次のとおり進むと該当ページになります。

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [食の安全](#) > [食品衛生](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [生活衛生](#) > [旅館・公衆浴場](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）



また、ポスター取得のための申込は、郵送申請も可能です。申請書は、村田町役場まちづくり振興課で配布しています。お問い合わせや申請先は、宮城県食と暮らしの安全推進課となります。

「みやぎ飲食店コロナ対策認証」を受けている店舗については『新型コロナ対策実施中ポスター』に代えて、『認証ステッカー』の掲示状況を添付いただくことも可とします。



※『みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー』の見本

『新型コロナ対策実施中ポスター』並びに『みやぎ飲食店コロナ対策認証制度』については、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

交付請求書の記入方法

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

様式第4号 (第7条関係)

村田町感染症拡大防止協力金交付請求書

村田町長 大沼 克巳 殿

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。

事業者

郵便番号 〒989-1392

本店所在地
又は住民登録地
フリガナ **村田町大字村田字迫6**

法人名
又は屋号 **村田町◆◆株式会社**

役 職 **代表取締役社長**

フリガナ **ムラタ タロウ**

氏 名 **村田 太郎** 印

押印漏れがないようご確認ください。
個人の場合は、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

交付請求書の額を確定の通知がありました標記の協力金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記

記

- 1 補助事業の名称 村田町感染症拡大防止協力金
- 2 対象となる要請名 宮城県第11期
- 3 請求額 **680,000円**
- 4 支払口座振込依頼

通帳から転記(ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・店番・口座番号」を記載してください)。

金融機関名	村田町銀行		金融機関コード	1	2	3	4
支店名(店名)	村田	本店 支店	支店コード(店番)	1	2	3	
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号(右詰め)	1	2	3	4 5 6 7
口座名義人カタカナ	ムラタマチ◆◆カ)						

※口座は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定
※ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・店番・口座番号」を記入してください。
※預金通帳の写し(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し)又はキャッシュカードの写しを添付してください(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人名・フリガナが確認できるもの)。

口座名義人カタカナは通帳を開いた1・2ページ目に記載されているカタカナ表記のものを記入してください(通帳の表紙記載の漢字記載のものではありません)

営業にあたり必要な許可等を取っていることの確認のため、申請する店舗ごとに営業許可書の写しを提出いただきます。

飲食店営業許可書

風俗営業等営業許可証

※全ての店舗分提出

※風俗営業許可が必要な店舗は提出

営業許可書

業種 飲食店営業

有効期間 令和元年●月●日から
令和3年●月●日まで

申請者の名義になっている必要があります。

名義が異なる場合は不備となります

氏名又は名称 ●●●●●●

住所の所在地 ●●●●●●

業種名称 ●●●●●●

和元年●月●日

所在地が対象区域内になっている必要があります。

名称・屋号が店舗情報シートに記載されているものと一致している必要があります。

和元年●月●日

協力要請期間前に取得し、申請時点で有効期限内である必要があります。
※要請期間中に更新した場合、新旧両方を提出してください。

店舗情報シートの店舗種別欄で『接待を伴う営業を行っている飲食店』にチェックを入れた場合は必ず提出が必要になります。飲食店営業許可書と併せて添付をお願いします。

名義変更・更新・再発行等の手続き中の場合

名義変更等の手続き中の理由で申請書と営業許可書の記載事項が異なる場合は、現在の営業許可書と名義変更等の手続きの受理を証明するものを併せて提出してください。営業許可書を紛失し再発行手続き中の場合は受理を証明するもののみを提出してください。

※名義変更・更新・再発行等手続き確認先

■飲食店営業許可書

宮城県仙南保健福祉事務所(TEL0224-53-3117)

■風俗営業等営業許可証:

宮城県警察本部生活安全企画課(代表電話:022-221-7171)

大河原警察署生活安全課(代表電話:0224-53-2211)

氏名、生年月日、現住所が確認できる写真付きの本人確認書類の写しを一つ提出してください。

（法人の場合は「法人代表者」、個人事業者の場合は「申請者」のものを提出してください）

写真なしの場合は本人確認書類を二つ提出してください。

【写真付き本人確認書類の例】

■免許証等

※有効期限内のもの

※オモテとウラの両面をコピー

■個人番号カード（マイナンバーカード）

※オモテ面のみコピーをとって提出してください（裏面にはマイナンバーが記載されているため）。

■在留カード、特別永住者証明書

※オモテとウラの両面をコピー

【写真なしの本人確認書類の例】

■住民票の写し（3カ月以内取得のもの）

■各種健康保険証等の写し（両面）

※いずれの書類も「個人番号（マイナンバー）」は写らないようにしてください。

※個人番号（マイナンバー）通知書は、本人確認書類として利用できません。

複数で申請を行う場合の申請書(裏面)記載方法

複数店舗で申請する際、申請書は次のとおり記入します(表面は1店舗での申請と同様です、9ページ参照)点線枠の中を全て記入してください。
 ※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

『複数店舗かつ全ての店舗の1日当たりの売上高が100,000円以下』の欄にチェックを入れてください。 ※店舗数を記入してください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄いずれか選択	<input type="checkbox"/>	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える
	<input type="checkbox"/>	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗の売上高情報シート(様式第1-3号別紙1、別紙4-1)等の提出が必要となります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	複数店舗 (3店舗) かつ全ての店舗の1日当たりの売上高が100,000円以下 ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請書一覧(様式第1-3号別紙1)等の提出が必要となります。
	<input type="checkbox"/>	複数店舗 (1店舗) かつ1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請書一覧(様式第1-3号別紙1)、店舗の売上高情報シート(様式第1-3号別紙3-1、別紙4-1)等の提出が必要となります。

大企業記入欄 (1店舗)
 ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗の提出が必要となります。複数店舗の場合は別紙を提出してください。

『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』で計算した交付申請額の合計を記入してください。

4 交付申請額

2,040,000

 円 ※交付決定額

【複数店舗の場合の申請額早見表】

1店舗:	680,000円
2店舗:	1,360,000円
3店舗:	2,040,000円
4店舗:	2,720,000円
5店舗:	3,400,000円
...	
○店舗:	○×680,000円

5 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し、同意チェック欄)

私は、村田町感染症拡大防止協力金()の記のとおり誓約します。

1 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象施設が

【対象期間】令和3年8月27日午前0時から令和3年8月27日午後8時まで

【内容】酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、カラオケ設備を提供せずに午前5時から午後8時までの飲食店は「午前5時から午後8時まで」

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。
誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

協力金申請の手引き等を確認しており、協力金の申請に関し、全てです。また、村田町補助金等交付規則及び村田町感染症拡大防止従うことについて同意します。もし、虚偽その他不正の手段による交付を受けたことが判明した場合は、村田町感染症拡大防止協定により、交付決定の取消や協力金の返還等に応じてともに、第18条第1項による加算金等の支払及び事業者名の公表に応じに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき村田町補助金項による延滞金を納付することになります。査等の求めがある場合は、これに応じます。業種、対象施設及び所在地等の情報を営業時間短縮の要請に

チェック漏れの不備が多いので注意してください

5 申請内容に虚偽の記載があることについて、村田町が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

6 申請書類及び添付書類の提出に必要となる業務情報について、本申請書に添付することに同意します。

7 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、協力金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。

8 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

9 申請書類及び添付書類の内容について、村田町が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

店舗ごとの申請額一覧の記入方法

複数店舗で申請を行う場合、『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』の提出が必要です。

店舗No.と店舗の名称を記入します。

『680,000円』と記入します。

『売上高方式(100,000円以下)』の欄にチェックを入れます

記載する店舗No.と記載順は店舗情報シートと必ず統一してください。

申請店舗数分記入します

『店舗ごとの申請額』の合計額を記入します。
合計額は申請書の4「交付申請額」に転記してください。

店舗No.	店舗名称	申請額の算出方法	算出結果	店舗ごとの申請額
1	食堂◆◆むらた	売上高方式(100,000円以下) ⇒ 40千円×1.7倍 = 680千円 口売方式(100,000円超250,000円以下) ⇒ 千円×1.7倍 = 千円 口売方式(250,000円超) ⇒ 100千円×1.7倍 = 1,700千円	680千円 千円 1,700千円	680,000円
2	レストラン◆◆むらた	売上高方式(100,000円以下) ⇒ 千円×1.7倍 = 千円 口売方式(100,000円超250,000円以下) ⇒ 千円×1.7倍 = 千円 口売方式(250,000円超) ⇒ 100千円×1.7倍 = 1,700千円	千円 千円 1,700千円	680,000円
申請額(店舗ごとの申請額を合計してください)				1,360,000円

様式第1-3号 別紙2 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第11期: 8/27~9/13分)

No.	1	フリガナ	ショウドウ ムラタ
店舗名称	食堂◆◆むらた		

1 店舗情報記入欄

店舗所在地	村田町大字 村田 字 道6
通常営業時間	17時00分から22時00分まで
酒類の提供状況	提供なし(提供あり) 17時00分から21時00分まで
店舗種別	<input type="checkbox"/> 接客を伴う営業を行っている飲食店
※該当するところに	<input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供を行っている飲食店
	<input checked="" type="checkbox"/> カラオケ設備の提供を行っている飲食店
感染対策実施状況	<input type="checkbox"/> 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
※該当する方に	<input checked="" type="checkbox"/> 宮城県「新型コロナウイルス対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】第11期: 令和3年8月27日午前0時から9月13日午前5時	
営業時間	17時00分から20時00分まで
酒類提供	提供なし/提供あり
カラオケ設備提供	提供なし/提供あり
うち休業	___月___日から___月___日まで

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)



よくあるお問い合わせ

協力金(宮城県第11期)はいつ支給されますか。

協力金の支給は、9月下旬以降順次行う予定です。審査結果については、申請者全員に対して、通知をお送りいたします。

確定申告をしていないと申請できませんか。

簡易申請となる場合は、確定申告書の提出は不要です。しかしながら、申告義務がある場合は適切に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

通常申請となる場合は、売上高の確認のため確定申告書の提出が必要になりますので、適切に申告後申請を行ってください。

法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか？

対象区域内(村田町)において対象店舗を運営し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は協力金の対象となりますか？

対象店舗を運営する等要件を満たせば協力金の対象となります。

食品衛生法上の許可を取得していれば全ての店舗が対象になるのでしょうか？

テイクアウトやデリバリーのための飲食店やコンビニエンスストア、料理教室などは、営業時間短縮の協力要請の対象店舗ではないため、飲食店営業許可書を取得していても、協力金の対象となりません。

売上高は消費税込みですか、消費税抜きですか？

売上高は消費税・地方消費税を除いたものを用います。確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ税込みの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は『税込みの売上高÷(1+税率)』といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

協力金単価の算出に当たり、算出方式は統一しなければならないですか。

店舗ごとに自由に選択できます。

新規開業特例の適用を考えているが、飲食店営業許可書の許可日以降に準備やコロナの影響で新規開店を数カ月見合わせていました。売上高の算出は営業許可書の有効期間開始日から計算しないといけませんか。

営業開始日がわかる書類(オープンを告知したチラシ等)を添付することで、実際の開業日から算出していただけます。なお、営業開始日がわかる書類が提出できない場合は、営業許可書の有効期間開始日を営業開始日とします。

午後7時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後7時までに短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか？

今回の要請は「休業」又は「酒類又はカラオケ設備の提供を取り止めた上で午前5時から午後8時までの時短営業」ですので、酒類を提供して営業を行った場合は協力金の対象となりません。

村田町内で複数の飲食店を運営していますが、町内の全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか？

対象区域内(村田町内)の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は、協力金の支給はできませんので対象区域内の全対象店舗でのご協力をお願いします。

インターネットを利用できる環境がない場合でも宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を入手する方法はありますか？

インターネットをご利用いただけない方は宮城県庁窓口での手続きも可能です。詳細は、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

※その他、宮城県ホームページに掲載している『よくあるお問い合わせ』『新型コロナウイルス感染拡大防止協力金FAQ(宮城県作成)』をご確認ください。

付録集

交付申請兼実績報告書「1 申請者の基本情報」欄の業種は下表から該当する記号を選んで記入してください。

記号	分類	一例
A	農業、林業	耕種農業、農業サービス業、林業サービス業
B	漁業	漁業、水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業
D	建設業	土木工事業、建築工事業、職別工事業、設備工事業
E	製造業	食料品製造業、化学工業、金属製品製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱水道業、水道業
G	情報通信業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業
I	卸売業、小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業
J	金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食店
N	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
O	教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
P	医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	郵便局、協同組合
R	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業

※該当分類の詳細は、総務省「日本標準産業分類」でご確認ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>



中小企業者・大企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条にもとづき判断します。

なお、会社法人以外の法人、個人事業主は大企業に該当しません。

(1) 中小企業者

以下のいずれかに該当する場合は中小企業者となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

日本標準産業分類上の分類と業種分類の関係は次のとおりです。
 なお、飲食業は『小売業』の基準で判定を行います。

業種分類	日本標準産業分類上の分類
製造業、建設業、運輸業その他の業種	下記以外の全て
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

(2) 大企業

上記の中小企業者の定義のいずれにも該当しない場合は大企業となります。